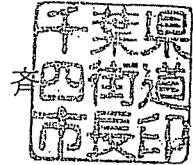


廃 第 7 号
平成25年5月7日

みそら自治会
会長 中村 信正 様

四街道市長 佐 渡



今後のごみ処理の取り扱いについて

新緑の候、貴職におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
また、日頃より、貴自治会におかれましては、市ごみ処理行政につきまして並々ならぬご厚情を頂き、誠にありがたく存じます。

さて、平成25年5月2日付廃第5号にてご報告申し上げましたとおり、本市は、佐倉市、酒々井町清掃組合加入協議を継続するという選択肢が途絶え、これからのごみ処理の取り扱いについて、道程を模索していかなければならなくなりました。

貴自治会の歴史的背景や永きにわたるご負担は心中察するに余りありますが、確認書の条項中の下記事項について、率直なご意見、ご指摘、ご要望を含めて具体的なご協議をさせて頂きたいと考えております。

貴自治会におかれましては、なにとぞ事情ご賢察のうえ、倍旧のご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

記

- 確認書2. (1) ごみ処理施設の操業延長は平成27年3月31日までのできるだけ早い時期とする。
- (6) 平成27年3月31日までにごみ処理施設の稼働を停止できない場合、市は自治会と補償について協議する。